

2017年9月26日

株式会社 Casa

代表取締役社長 宮地 正剛

問合せ先：経営企画室 03-6894-1388

<http://www.casa-inc.co.jp>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) 会社の目指すところ

当社は、人間の最も基本的なニーズである衣・食・住のうち、「住」の確保に貢献することを会社の使命とし、当社に関わる全ての人々の「住」の確保と「幸せ」を毎日支援することを企業理念として掲げ、その具現化に貢献することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

また、当社は着実な成長の実現のため、経営環境の動向を踏まえた、具体的な経営戦略・経営計画を策定し、これを開示するとともに実行してまいります。

(2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社は株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、企業としての責任を果たすため、法令のみならず企業倫理の確立を目的とした行動規範を定め役職員のモラル向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則3-1 情報開示の充実】

(補充原則3-1-2)

当社は、海外投資家への適時適切な情報提供も重要であるとの認識の下、株主構成を勘案しながら英語での情報開示・提供の充実を検討いたします。

【原則3-2 外部会計監査人】

(補充原則3-2-1)

(1) 外部会計監査人の監査実施状況や監査報告書等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っていますが、外部会計監査人候補の評価に関する明確な基準は策定していません。

今後、外部団体のガイドラインを参照するなどして、監査役会で協議・決定する予定です。

(2) 外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っています。なお、当社外部会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しています。

【原則 4 取締役会等の責務】

(補充原則 4-1-3)

当社は社歴が短く、今後経営理念等の更なる浸透および経営戦略の確立を踏まえ、最高経営責任者等の後継者計画を取締役会の監督の対象としていくものとしています。

(補充原則 4-8-1)

当社では、独立社外役員のみを構成員とする会合は開催しておりませんが、独立社外取締役、独立社外監査役及び常勤監査役との定期会合を実施しており、情報交換・認識共有を図っております。

(補充原則 4-8-2)

当社では、筆頭独立社外取締役は決定しておりませんが、独立社外取締役、社外監査役及び常勤監査役との定期会合を実施しており、経営陣との連絡・調整については、独立社外取締役からの要請に応じて経営管理部が行っております。

【原則 4-1-0 任意の仕組みの活用】

(補充原則 4-1-0-1)

当社は、経営幹部のアカウントビリティを高め、より一層の透明性の向上を図ることを目的として、取締役 5 名中 2 名の独立社外取締役を選任しており、取締役の選解任・報酬などの重要事項の決定については、独立社外取締役が出席する取締役会の承認を得る必要があります。

当社では、任意の委員会等を設置しておりませんが、重要事項の検討にあたっては、取締役会において独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしております。

【原則 4-1-1 取締役会・監査役会の実効性確保の前提条件】

(補充原則 4-1-1-3)

取締役会は、社内登用された取締役だけでなく、十分な知識・経験・能力を有した独立社外取締役及び独立社外監査役も含めて構成され、期待される監督・監査機能を果たす意見が述べられており、取締役会の実効性は確保されているものと判断しております。今後、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示することにつきまして、検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社は、事業上の連携強化が見込まれる場合等において、「政策保有株式」を保有することがあります。取締役会は毎年、主要な政策保有株式についてそのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証し、これを反映した保有の狙いおよび合理性を確認することとしています。これらの政策保有株式の議決権の行使については、その議案が当社の保有方針に適合するかどうか等を精査し適切に対応いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者間の取引を含む全ての取引については「取締役会規程」および「関連当事者取引管理規程」等にて、取引の規模および重要性に応じた適切な体制及び手続きを定めております。取締役の利益相反取引については、法令に従い取締役会の承認を受けて実施するものとし、その取引結果について取締役会にて報告することとしております。

【原則3-1 情報開示の充実】

- (1) 企業理念・行動規範を当社ホームページ上にて、経営戦略を有価証券届出書等関連資料にて開示しております。
- (2) コーポレートガバナンスの基本的な考え方は本報告書「I. 1. 基本的な考え方」に記載しております。
- (3) 取締役の報酬については、株主総会の決議による取締役の報酬総額の範囲内で、各取締役の職務の内容、職位及び実績・成果等を総合的に勘案して決定しております。
- (4) 取締役候補及び監査役候補の指名については、取締役、監査役の全体としての知識、経験及び能力のバランスならびに多様性を確保するため、「取締役候補者選定基準」及び「監査役候補者選定基準」において選定基準及び手続きを定め、これを開示しております。
- (5) 社外取締役、監査役候補の指名理由や略歴等を株主総会招集通知にて開示します。

【原則4-1 取締役会の役割・責務 (1)】

(補充原則4-1-1)

当社は、「取締役会規程」「職務権限規程」等において取締役会で決定すべき事項を定めています。取締役会で決定すべき事項以外は、「職務権限規程」等に従い、経営陣にその決定を委任しております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

前記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

「社外役員の独立性に関する基準」を定め、その基準に基づき独立社外取締役の選定を行います。

【原則4-1-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4-1-1-1)

当社は、当社事業について専門知識・能力を有する社内出身の取締役と、独立した客観的立場から積極的に意見を述べることができる独立社外取締役により、取締役会を構成しております。経営や課題に精通し、かつ知識・経験・能力などの観点からバランスの取れた構成としており、迅速な意思決定を継続して推進していく上で適切な規模にしております。取締役の選任に関する方針・手続きについては、原則3-1(4)への対応に記載のとおりであります。

(補充原則4-1-1-2)

社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲に留めております。なお、兼任状況は、有価証券届出書に開示しております。

(補充原則4-1-1-3)

前記【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】に記載のとおりであります。

【原則4-1-4 取締役・監査役のトレーニング】

(補充原則4-1-4-2)

取締役及び監査役に対して、就任時および就任以降も継続的に、経営を監督する上で必要となる事業活動に関する情報や知識を提供するなど、求められる役割を果たすために必要な機会を提供しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、株主を含む投資家と積極的な対話を行い、得られた情報を適切に経営に反映していくことが重要と認識しております。そのため経営企画室を窓口としたIR体制を整備し、株主や投資家との対話に積極的に応じてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合	3,866,900	74.36
Catalyzer Partners IV, L.P.	517,700	9.96

コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
リコーリース株式会社	400,000	7.69
宮地 正剛	195,000	3.75
株式会社三井住友銀行	60,000	1.15
三井住友信託銀行株式会社	60,000	1.15
堀内 宣治	32,000	0.62
NCS&A株式会社	22,000	0.42
川西 直人	19,000	0.37
岩本 耕一	19,000	0.37
横沼 勇	8,400	0.16
計	5,200,000	100.00

支配株主名	アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合
-------	------------------------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	第二部
決算期	1月
業種	その他金融業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上 500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主であるアント・カタライザー4号投資事業有限責任組合との取引を行なう予定はなく、支配株主との取引によって少数株主の利益に影響を及ぼすことはありません。

※上場に伴う売出しにより、上場後は、アント・カタライザー4号投資事業有限責任組合は支配株主から外れる予定であります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
打込 愛一郎	他の会社の出身者								△			
嶋田 一弘	他の会社の出身者											○

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
打込 愛一郎	○	社外取締役の打込愛一郎氏は、株式会社アイネスの常勤監査役を務めております。2014年6月まで当社の取引先であるリコーリース株式会社の取締役副社長執行役員を務めておりました。退任後は特に関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。	金融機関で培った財務及び会計に関する幅広い知見、また企業経営者としての豊富な経験と見識をもとに、社外取締役として取締役会において有用な意見の表明が期待できるものと期待し、社外取締役に選任しております。 東証規程に則った当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足しており、独立役員に指定しております。
嶋田 一弘	○	社外取締役の嶋田一弘氏は、1964年日本銀行に入行、その後1983年から2008年までアコム株式会社の業務執行に携わった後、2008年から2015年まで株式会社日本信用情報機構の代表取締役として業務執行に携わりました。その後同社顧問を1年間務めた後退任しております。	金融機関で培った財務及び債権管理に関する幅広い知見、また企業経営者としての豊富な経験と見識をもとに、社外取締役として取締役会において有用な意見の表明が期待できるものと期待し、社外取締役に選任しております。 東証規程に則った当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足しており、独立役員に指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	3名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より適時に監査に関する報告を受け、情報交換を行うなどの相互連携を図っております。

監査役は、会計監査人における高品質な監査を担保するため、監査時間の確保、経営陣との直接面接、内部監査室との連携等に取り組むとともに、会計監査人による不正の発覚、不備・問題点の指摘等には監査役を通じて取締役会が迅速に対応します。

監査役は、所管部門から定期的に会計監査人の活動内容等の報告を受け、監査品質及び報酬水準の妥当性を評価し、その独立性と専門性について確認を行っております。

そのほか、監査役や内部監査室双方の監査の実効性・効率性を高めるため、監査役は内部監査室が実施した監査結果について都度報告を受けるほか、定期的に情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
奥 敏博	他の会社の出身者										△			
片岡 義広	弁護士													○
宮崎 良一	公認会計士										△			

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j.上場会社の取引先 (f, g 及び h のいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
奥 敏博	○	社外監査役の奥敏博氏は、当社の取引先であるS M B C 日興証券(株)の業務執行者(従業員)でありましたが、2001年に退職しています。退職後は特に関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生ずる恐れはないと判断しております。	奥敏博氏は、証券会社での勤務経験による豊富な金融知識を有するほか、法務・監査部長を務めた経験があり、その経歴を通じて培った豊富な経験と幅広い識見を活かし、当社の経営全般に対する監査と有効な助言をいただけるものと期待し、社外監査役に選任しております。 東証規程に則った当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足しており、独立役員に指定しております。
片岡 義広	○	社外監査役の片岡義広氏は片岡総合法律事務所の所長を務めております。同事務所と当社の取引関係はありません。	片岡義広氏は弁護士としての専門知識と企業法務に関する豊富な経験を有しており、企業活動全般にわたる幅広い監査が期待できると判断して、社外監査役に選任しております。 東証規程に則った当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足しており、独立役員に指定しております。
宮崎 良一	○	社外監査役の宮崎良一氏は株式会社 Bridge Consulting の代表取締役を務めており	宮崎良一氏は会計士・税理士としての専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営

	<p>ます。同社とは内部統制導入に関するアドバイスを受けるため業務委託契約を締結しておりましたが、2016年3月にて契約は終了しており、一般株主と利益相反が生じる恐れはないと判断しております。</p>	<p>全般に対する監査と有効な助言をいただけるものと期待し、社外監査役に選任しております。</p> <p>東証規程に則った当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を充足しており、独立役員に指定しております。</p>
--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
その他独立役員に関する事項	
なし	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の一層の向上を図ることを目的としてストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、執行役員
-----------------	------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の企業価値の一層の向上を図ることを目的としてストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

2017年1月期の取締役及び監査役の報酬等の総額は以下の通りです。

取締役7名（うち社外取締役4名）	報酬等の総額	104,600千円
監査役3名（うち社外監査役3名）	報酬等の総額	14,400千円

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では平成 25 年 12 月 18 日開催の臨時株主総会において取締役の報酬総額として 1 事業年度年額 200 百万円以内の報酬枠を設け、監査役の報酬として同じく 50 百万円以内の報酬枠を設けております。各取締役の報酬は株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会の決議に基づき社長が決定しております。

監査役の報酬については、取締役の報酬と別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役のサポートを総務課のスタッフが担当しており、取締役会の事前情報提供、欠席した取締役・監査役への事後情報提供などを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<取締役会>

当社の取締役会は、取締役 5 名により構成されております。原則として毎月 1 回の定時開催のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、業務執行の状況の報告を受けるとともに、経営に関する重要事項についての意思決定、業務執行の監督を行っております。また、取締役会には社外監査役 3 名が出席し、必要に応じて意見を述べております。

<監査役及び監査役会>

当社の監査役会は、社外監査役 3 名（うち 1 名は常勤監査役）により構成されております。定期に開催のほか、必要あるときは随時開催しております。監査役会では、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行い、又は決議を行います。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、取締役等からの事業報告の聴取、重要書類の閲覧、業務及び財産の状況に関する調査等を行い、独立機関として取締役の職務の執行を監査しております。

<執行役員>

当社は、取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目的として、執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会において決議された委任の範囲に基づき、担当業務を執行しております。

<経営会議>

経営会議は、取締役、執行役員、部長及び次長により構成されております。また、必要に応じ議案に関係する者が出席しております。経営会議は、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項の協議を行い、業務執行上必要な判断を迅速に行っております。

<コンプライアンス委員会>

コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、コンプライアンス基本規程及びコンプライアンス委員会規程を整備し、取締役会にて指名されたコンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図っています。

<内部監査>

当社は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、内部監査室は内部監査計画に基づき、当社各部門の業務監査を実施しております。内部監査結果は、内部監査報告書により代表取締役社長に報告し、改善点については、被監査部門に改善指示を行い、それに対する回答を提出させ、フォローアップの監査により改善状況の確認を行っております。

<会計監査人>

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、適正に監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業統治は、「取締役会」「監査役会」「経営会議」「会計監査人」の各機関及び内部統制システムから構成することとしており、また、執行役員制度の導入、社外役員の選任により、健全かつ効率性の高い体制となっており、当社にとって最も適した仕組みとなっていると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日より早く発送するよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は1月決算であり、定時株主総会は毎年4月に開催していることから、集中日にはあたらないものと考えています。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討してまいります。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ内で開示する予定です。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	上場後におきましては代表取締役社長による定期的説明会を実施してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	上場後におきましては代表取締役社長による定期的説明会を実施してまいります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後におきまして、海外投資家の動向を勘案して検討してまいります。	なし
IR資料をホームページ掲載	当社ホームページにIR情報を追加し、決算情報、決算情報以外の適時開示資料及び有価証券報告書等を開示する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室がIR担当部署となります。	
その他		

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の役員、社員のあるべき姿を、行動規範として制定し、これを毎朝唱和することで、お客様、株主をはじめとする全てのステークホルダーを尊重する意識を高めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	全社員によるフードバンクに対するボランティア活動等を通じて社会への貢献を目指しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページへの開示、定期的な説明会等を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。
その他	<女性リーダー職の登用>

女性活躍推進法に基づき平成 30 年までの 3 年間で女性リーダー職（係長）を 15%とする目標を掲げております。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において「内部統制システムの基本方針」として以下の決議を行っております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役会の監督機能と監査役の監査機能により、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
 - (2) 取締役会の監督機能を強化するために社外取締役を選任する。
 - (3) 取締役は相互に職務の執行を監督し、他の取締役の法令違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告する。
 - (4) コンプライアンス体制の維持・向上を図るため、「コンプライアンス委員会」を開催し、取締役及び使用人の法令等及び社会規範遵守に対する意識の定着と運用の徹底を図る。
 - (5) 業務執行部門から独立し、社長が直轄する内部監査担当の内部監査室を設置し、定期的に業務監査を行う。
 - (6) 法令違反またはコンプライアンスの懸念事項を予防及び発見するため、内部通報制度を「ホットライン規程」に基づき運営する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 株主総会、取締役会及び経営会議の議事録は、法令及び『文書管理規程』に従い適切に保存、管理する。
 - (2) 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査役等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) リスク管理体制を整備、構築するため『リスクマネジメント基本規程』を定め会社のリスクを適切に評価するとともに、リスクをコントロールする継続的活動を推進する。
 - (2) 経営に重大な影響を与える不測の事態に備え、事業継続計画を整備する。特に、基幹システムについては、大規模災害または障害が発生した際に情報システムの継続的運用を確保するための体制を整える。
 - (3) 不測の事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめ早期の正常化を図る体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 『取締役会規程』に基づき、取締役会を原則月 1 回定期的に開催するほか適宜開催し、適正で効率的な意思決定を行う。
 - (2) 『経営会議規程』に基づき、取締役、執行役員、部長及び次長をもって構成される経営会議を設け、取締役会の委嘱を受けた事項、その他経営に関する重要な事項を協議する。
 - (3) 取締役会の迅速な意思決定と職務執行が可能となることを目指し、執行役員制度を設ける。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めてきたときは、これを置くこととし、その人事については事前に取締役と監査役が意見交換を行い、決定する。
 - (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮命令権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
 - (3) 監査役がその職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事する。
6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役及び使用人は、法定の事項に加え、会社に重大な影響を及ぼす事項等を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。
 - (2) 内部監査、内部通報及びコンプライアンス委員会の内容を、速やかに監査役に報告する。
 - (3) 取締役及び使用人は、監査役求めに応じ、業務執行状況等について速やかに報告する。
 - (4) 監査役は、取締役会及び経営会議等の業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受ける。
 - (5) 会社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査役に報告したものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。
7. 監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 会社は、監査役から、その職務の執行について生ずる費用等の請求があった場合には、当該費用等が監査役がその職務の執行に必要なものでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。
 - (2) 監査役は監査が効率的に行われることを確保するため、監査役会において他の監査役と意見交換を行うとともに、代表取締役、取締役その他経営の重要な執行を担う者、コンプライアンス担当者及び会計監査人との意見交換を定期的に行う。また、その機会を確保できるように代表取締役はその体制の整備を行う。
 - (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら、

必要に応じて調査及び報告を求めることができる。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で臨み、不当・不法な要求には応じず、一切の関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社においては、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する観点から「内部統制システムの基本方針」及び「反社会的勢力に対する基本方針」において「反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する」との基本方針を定めております。

2. 整備状況

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置づけ、社内において総務課を統括部署とし、法務課と協働で対応マニュアルの整備、定期的な研修の実施、幅広い情報の収集、暴追センター等外部専門機関との連携などの体制を整備しております。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 適時開示体制の整備に向けた取組み

当社は、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める「有価証券上場規程」に基づく情報の適時開示を適切に実施するだけでなく、さらに経営の透明性、公正性の確保を目的として開示内容の充実や任意開示を積極的に行なうことを基本方針としております。

すべての経営情報が、経営会議、取締役会に正確性を担保しつつ迅速に伝達される組織をもって運営されております。これにより、開示すべき情報をタイムリーに収集しうる体制が保持されております。また、適時開示に携わる人員に対しては、金融商品取引法及び東京証券取引所規則への理解を涵養することに努め、これら規則の変更に際しては、情報取扱責任者である経営管理部長自らがその規則変更についての社内伝達を行なうのと同時に、各適時開示に携わる要員自身も情報収集を行っております。適時適切な情報開示を遂行するため内部情報管理体制を運用しており、この体制において情報管理における教育を徹底しております。また、株主が公平かつ容易に情報にアクセスできる機会を確保するため、制度上のEDINETや貴取引所適時開示情報閲覧サービス等での情報開示のほか、当社ウェブサイトでの情報掲載等も実施していく予定にしております。

2. 適時開示担当組織の状況

担当部署名	経営企画室及び経営管理部
担当人員	経営企画室3名、経営管理部5名
上場後の情報取扱責任者	取締役経営管理部長 堀内 宣治

3. 適時開示手続き

(1) 決定事実に関する情報

情報取扱責任者は取締役会等重要会議の付議事項を予め入手し、適時開示の対象となる重要事実の有無を検討のうえ、該当があれば速やかに原稿を作成し、当該会議終了後遅滞なくその付議事項の可決を確認して、直ちに取締役会の了承を得て開示します。

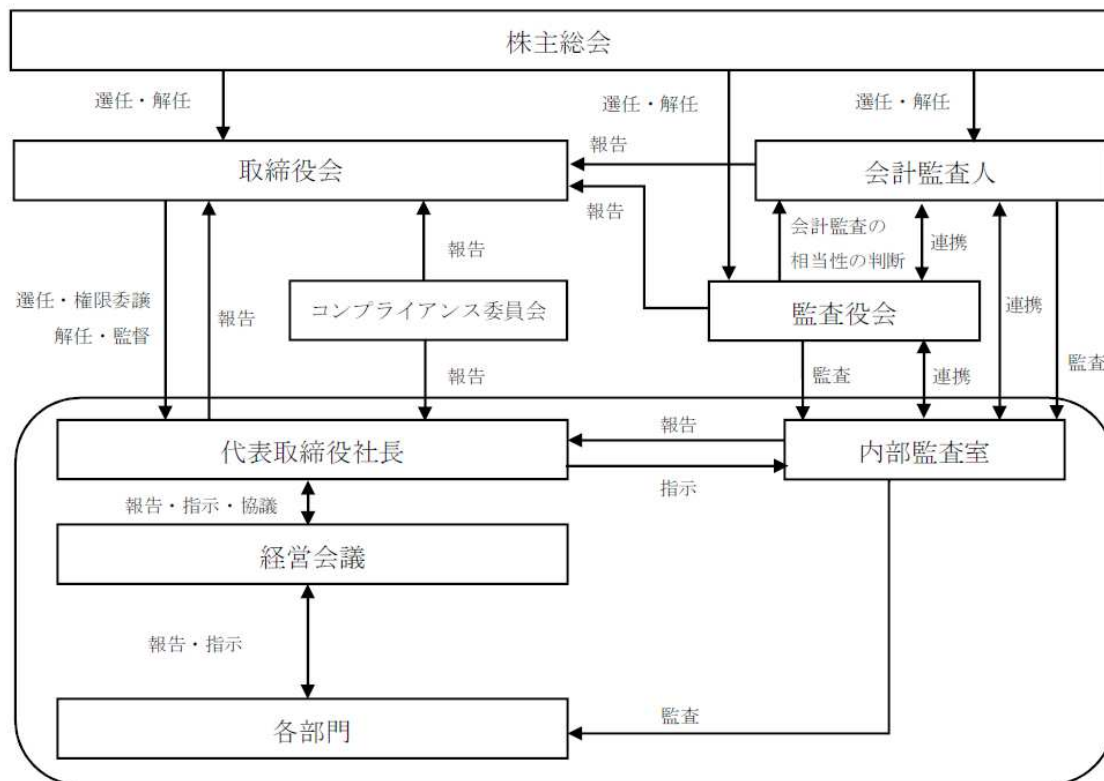
(2) 発生事実に関する情報

当該事実が発生した場合、該当する各部署は情報を情報取扱責任者へ伝達し、情報取扱責任者は適時開示の対象となる重要事実の有無を検討のうえ、該当があれば速やかに原稿を作成します。その上で、社長に報告し、社長による適時開示情報の決定を得て開示します。

(3) 決算に関する情報

情報取扱責任者は、決算開示資料（決算短信・四半期決算短信）を作成し、取締役会の決議・了承を得て開示します。今後さらに可能な限り迅速かつ分かりやすい情報開示が出来るよう努力していきます。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】

